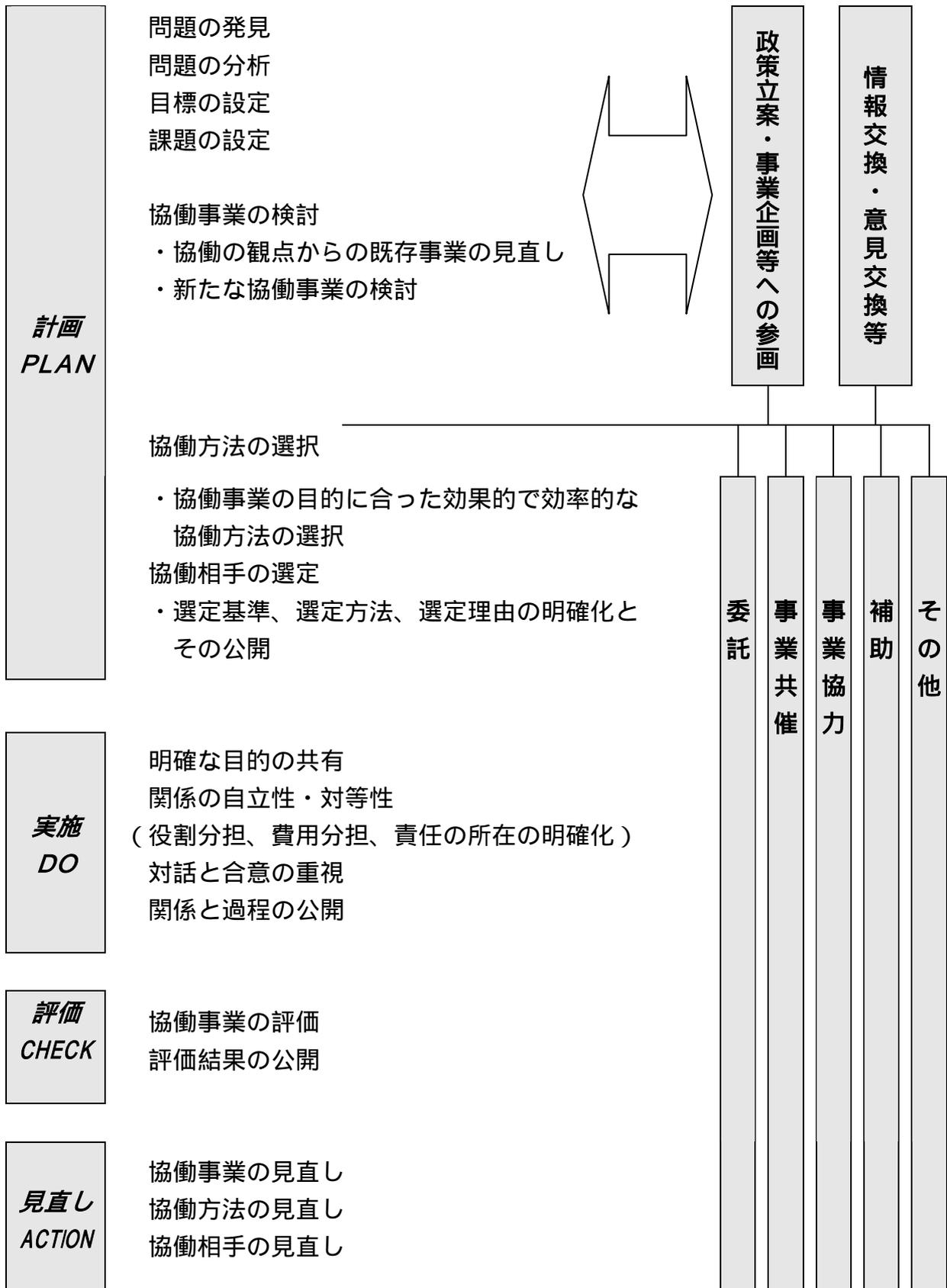


第2章 協働を進めるにあたって

1 基本的な流れ



2 形態別総論

(1) 政策立案・事業企画等への参画

概 要

県が政策を立案するときや事業を企画するとき、NPOから提案や意見などを受けたり、県が設置した審議会や協議会などにNPOのメンバーが委員として参画したりすることです。

期待できる成果

委員を公募することで、意欲のある県民を選出することができます。

新たな課題に対する創造的で先駆的な提案・意見が受けられます。

専門的な知識や技術に基づく提案・意見が受けられます。

地域や生活の現場からの問題提起や提案・意見が受けられます。

県民のニーズを反映することができます。

内 容 ・ 方 法

NPOからの政策・事業提案

- ・ 政策や事業を考える初期の段階で、NPOから提案や意見を募集し、寄せられた提案や意見を参考に政策・事業を検討します。
- ・ 県側からの募集以外に、NPO側から随時行われる提案等についても、可能な限り受け入れられるように検討します。

審議会、協議会へのNPOの参画

- ・ 法律又は条例で設置された審議会等の附属機関や、個別の要綱や決裁で設置された協議会等において、関係団体から委員を選任する場合、関係する分野のNPOも視野に入れ検討します。

NPOからの政策・事業提案

- ・提案、意見の募集に当たっては、参考となる資料や情報を積極的に、かつ分かりやすく提供していく必要があります。
- ・寄せられた提案や意見で可能なものは、政策や事業に反映させていくことも考えます。
- ・寄せられた意見や提案に対しては、政策・事業への反映状況や、県側の考え方などについて回答していく必要があります。

審議会、協議会へのNPOの参画

- ・透明性、公平性を確保するため、NPOの参加を積極的にすすめます。客観的で合理的な選定基準を定め、適正かつ明確に選定します。
- ・審議会、協議会等は原則として公開とし、傍聴を認めるほか、会議終了後は、会議資料、議事録をホームページに掲載するなど、傍聴者以外にも情報提供を行います。
- ・審議会、協議会等の会議の開催時間は、平日の昼間以外の開催も考慮します。

(2) 情報交換、意見交換等

概 要

県とNPOとが行う協働事業などについて、NPOと情報交換や意見交換を行う方法です。

一般的な意見交換の場の設定のほか、フォーラムやワークショップなどの手法があります。

期待できる効果

双方が持っている情報や意見を交換し合うことによって、情報の共有化が図られ、また、考え方の共通点や相違点が明確になります。

職員の意識変革が期待できます。

課題を共有することによって、効果的な協働事業の企画・立案が可能となります。

専門的な知識や技術に基づく提案が受けられます。

地域や生活の現場からの問題提起や提案が受けられます。

NPO、県それぞれのネットワークが相互に活用できます。

内容・方法

一般的な意見交換、情報交換の場の設定

- ・県の各分野の事業担当者とその分野で活動するNPOのスタッフとの間で、意見交換、情報交換を行います。
- ・新たな課題に対して創造的で先駆的な取組を行っているNPOの意見を聴きます。

フォーラムの開催

- ・課題について、参加者全員が参加して行う集団的な公開討論の手法です。

ワークショップの開催

- ・課題解決のために、複数の人が集まって意見やアイデアを交換しながら解決方法を見出していく、参加型の会議手法です。

留意点

参考となる資料や情報を積極的に、かつ分かりやすく提供します。

お互いの立場の違いを尊重し、対等な立場で、建設的な意見交換を行います。

NPOから出された意見で可能なものは、協働事業に反映させます。

NPOから出された意見に対しては、事業への反映状況や、県側の考え方などについて返していきます。

開催時間は、平日の昼間以外の開催も考慮します。

NPOと県との情報交換、意見交換だけでなく、県内部でも横断的に情報交換や意見交換を行うことによって、協働の共通理解を深めます。

(3) 委託

概 要

県が実施責任を負う事業（県民サービス）を、N P Oに委託して実施する方法です。

委託には、次のようなものがあります。

- ・ 県が直接実施するよりも他の者に委託して実施させることの方が効率的で効果的な事業の委託（私法上の契約に基づく委託）
- ・ 指定管理者制度（指定による公の施設の管理権限の委任）

本来県が行うべき事業を委託するものであるため、事業の実施主体は委託元の県であり、その実施責任、結果責任は県が負うこととなります。

委託先のN P Oは、契約書や仕様書などに定められた債務を履行する義務を負う他、契約違反の場合は県に対する損害賠償義務を負うこととなります。

事業の成果は、委託元の県に帰属します。

委託事業の履行に関して第三者に損害を与えた場合の賠償責任の所在は、委託契約の内容、賠償すべき損害の態様などにより、個々具体的に判断することとなります。

一般的には、委託先の故意、過失その他の責めに帰すべき理由で、第三者に損害を与えた場合は、委託先が民法の不法行為責任を負い、契約上もその旨規定する場合がほとんどです。

期待できる成果

個別的で多様なサービスが提供できます。

新たな課題に対して、創造的で先駆的な取組ができます。

専門的な知識や技術が活用できます。

県民のニーズに合った事業が効果的に実施できます。

契約方法（私法上の契約に基づく委託について）

NPOへの事業委託であっても、契約の手続きなどは、これまでの企業などとの委託契約と同じです。

一般競争入札（ 1 ）が原則で、例外的に指名競争入札（ 2 ） 随意契約（ 3 ）が認められています。その場合でも、透明性、公平性、公正性の確保が必要です。

事業を実施できる主体が複数存在する場合は、競争入札によって委託先を決定します。企業や財団法人、社団法人、社会福祉法人などの公益法人等でもその事業が実施できる場合は、NPOに限定した競争入札はできません。

NPOが競争入札に参加する場合には、予め、県、各市町村に競争入札参加資格申請を行い、資格の認定を受ける必要があります。しかし、NPOの「専門性」や「先駆性」など、その特性を事業に生かすことを考えた場合、価格における「競争入札」が必ずしも効果的な発注方法になるとは限りません。

事業の目的や内容、性質からNPO以外は事業の実施ができない場合であっても事業を実施できるNPOが複数存在するときは、競争入札や企画提案（企画コンペ）方式で委託先を決定します。事業を実施できるNPOが1団体に限られる場合は、随意契約とする理由を明確にした上で（「契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合」）契約します。

1 一般競争入札

契約に関する公示をし、一定の資格を有する不特定多数の参加者に対して、入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方式をいいます。

2 指名競争入札

資力、信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方式をいいます。（以上を「競争入札」といいます。）

3 随意契約

競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する方式をいいます。

「任意」とは示されていても、実際には相手方の選択は限定されています。例えば、「契約が規則で定められている範囲内の場合」、「緊急に契約を結ばなくてはならない場合」、「契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合」等です。

事前準備

単なる県の下請けではなく、NPOの自主性や創造性、先駆性などが発揮された効果的な事業が委託できるように、十分な話し合いと調整を行います。

契約の相手方

委託契約の相手方は、一般的には法人格が問われていないため、法人格のない任意団体との契約も可能です。法人格のない任意団体の場合の契約当事者は、「代表（氏名）」となります。

（参考）

法人格がない場合でも、「団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定している」という要件を備えていれば「権利能力なき社団」と呼び（最判昭39・10・15）その法律上の取扱はできる限り社団法人に準ずべきものと解されています。この要件を備えていない任意団体でも、事業遂行能力などの要件が充たされるのであれば、契約の相手方になることは可能です。

入札保証金、契約保証金

個々の入札への参加や契約に当たって、入札保証金、契約保証金を納付しなければなりません。その免除規定が県の財務規則で定められています。このため、NPOの資金的な側面に配慮する必要がある場合は、この免除規定の適用を検討します。

委託料の支払い

委託料の支払いは、委託事業の履行確認後の支払いが原則ですが、NPOの資金的な側面に配慮し、事業の円滑な執行を確保する必要がある場合は、概算払いや前金払いを検討します。また、支払方法は契約に定めておかなければなりません。

（参考）

- ・概算払い：支払期限の前に、かつ、支払金額が確定する前に概算で支払う方法です。履行後に精算が必要となります。

地方自治法施行令第162条、埼玉県財務規則第60条

- ・前金払い：支払金額が確定している場合で、支払期限の前に、全部又は一部を支払う方法です。
地方自治法施行令第163条

見積書

NPOの多くは見積書を作成した経験が少ないため、十分に説明を行い、事業内容との整合性を確認します。

契約書・仕様書

- ・ 契約書、仕様書の内容については、双方で十分に確認を行います。特に、具体的な委託事業の内容を記載した仕様書は、契約書の一部であり、むやみに変更できないことを十分に説明します。
- ・ 委託事業の実施に当たってプライバシーの保護や守秘義務が必要な場合は、明示します。
- ・ 著作権、意匠権などの権利が発生する場合は、その帰属を明示します（原則として委託元に帰属します）。

事業の実施

- ・ 事業を円滑に進めるため、随時、進捗状況を確認し、事業実施に伴う課題などを双方で話し合います。
- ・ 継続性、安定性、公平性が求められる事業の委託については、事業の停滞などによるサービスの低下がないように、十分に調整します。

事業完了後

- ・ 委託事業の完了時に事業実施結果報告書が必要なことや、契約の履行に係る事業完了の確認は県の検査をもって行うことなど、事業完了後の手続きについて事前に十分説明をします。
- ・ 「安上がり」を期待して委託を考えるのではなく、委託料には事業の実施に必要な人件費などを含めて考えます。

(4) 事業共催(後援)

概 要

NPOと県とが共同して、講演会や講習会などのイベント等の企画や運営、実施に当たる方法の事です。

期待できる効果

NPOの専門的な知識や技術を生かすことができます。

NPO、県それぞれのネットワークが相互に活用できます。

課題を共有することによって、効果的な事業の実施が可能となります。

双方の特性や得意分野を生かすことによって、相乗効果が期待できます。

NPOと県との協力関係が促進されます。

内容・方法

NPOと県とがそれぞれ主催者となって、イベントの企画や運営、実施に当たる方法があります。

NPOと県の双方で構成された実行委員会や協議会が主催者となって、イベントの企画や運営、実施に当たる方法があります。

(参考) 埼玉県の後援及び共催に関する事務処理要領 (抜粋)

- ・ 県以外のものが各種行事（講習会、講演会、記念行事等）を主催するに当たって、県に後援・共催の依頼をしてきた場合の取扱基準のことです。
（実質的に県が主催者と言える場合は、この要領の対象外になります。）

* 後援：行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することです。

* 共催：行事の企画・運営に参加し、責任の一部を負うことです。

- ・ 県が後援・共催をすることができる事業は、県の方針に合致し、県の施策の推進に寄与するものと認められる事業になります。
- ・ 次のいずれかに該当すると認められるときは、後援・共催をすることができません。
政治的目的又は宗教的目的を有する内容が含まれているもの
私的な利益を目的とするもの
主催者について、その存在が明確でないもの又はその事業遂行能力が十分でないもの
参加者が極めて限られた範囲であるもの
参加者から参加料等を徴収する場合において、当該参加料等の金額が、行事の実施上やむを得ない範囲を超え、参加者に過重な負担を求めるもの
その他県が後援等を行うことが適当でないもの
- ・ 県の後援・共催を受けようとする団体には、申請書（必要な書類を添付）を提出してもらいます。県は、申請書を審査し、承認・不承認を決定し通知します。
- ・ 行事の終了後は、事業報告書（必要な書類を添付）を提出してもらいます。

留 意 点

事業の企画段階から双方で十分に話し合っただけでなく、事業の目的や役割分担、費用分担、責任の所在を明確にします。

対等な立場での事業共催という位置付けを双方で確認します。どちらか一方の主導で進めたり、役割分担が偏ったり、依存的にならないように注意します。

「無償」や「安上がり」を期待して事業共催を考えるのではなく、協働に伴う必要な経費などは考慮します。

(5) 事業協力

概 要

NPOと県とが協力して、一定期間、継続的に事業を実施する方法です。

「事業共催」と類似していますが、一定期間、継続的な事業実施をここでは「事業協力」とします。

期待できる効果

NPOの専門的な知識や技術を生かすことができます。

課題を共有することによって、効果的な事業の実施が可能です。

双方の特性や得意分野を生かすことによって、相乗効果が期待できます。

NPOと県との協力関係が促進されます。

身近な地域や生活の中での関わりによって、市民の意識や関心が高まります。

内 容 ・ 方 法

事業内容によっては、継続的な活動を相互に保証するために、役割分担や費用分担、責任の所在などを明確にした確認書を取り交わします。

確認書の記載事項（例）

目的、事業内容、役割分担、費用分担、責任、活動計画・活動報告、協定の有効期間、費用分担

（参考）アダプト・プログラムについて

- ・ 県民が、道路や公園、河川、駅前、中心部繁華街などの公共スペースと養子縁組（adopt）し、里親となって、継続的に清掃美化活動を進めるプログラム。
- ・ 活動に当たっては、県と県民（NPO、自治会、商店会、企業、学校等）とが役割分担などを明確にする「確認書（合意書）」を取り交わす。
- ・ 確認書の記載事項
 - * 対象とする場所
 - * 里親の役割（収集するごみの種類、行政への情報提供、活動計画・活動報告等）
 - * 行政の役割（清掃用具等の提供・貸与、ボランティア保険の加入、アダプト・サイン（里親名を記した表示板）の設置、ごみの回収等）
 - * 合意期間
 - * その他、安全確保のための留意事項、禁止事項等

留 意 点

事業の企画段階から双方で十分に話し合っただけで検討を進め、事業の目的や役割分担、費用分担、責任の所在を明確にします。

対等な立場での事業協力という位置付けを双方で確認します。どちらか一方の主導で進めたり、役割分担が偏ったり、依存的にならないように注意します。

事業を円滑に進めるため、随時、進捗状況を確認し、事業実施に伴う課題などを双方で話し合います。

「無償」や「安上がり」を期待して事業協力を考えるのではなく、協働に伴う必要な経費などは考慮します。

(6) 補助 (NPOへの支援)

概要

補助は、一般的には「特定の事業や研究等を育成、助長するために、公益上必要があると認められた場合に、相手方から対価を受けずに支出するもの」です。しかし、協働の観点からは、NPOと県との共通の目的を達成するための公金配分の方法と考えることができます。

補助には、

- ・直接補助 (地方公共団体が独自の判断で、直接に交付する補助)
- ・間接補助 (国や県からの補助を受けて、地方公共団体が間接的に交付する補助) があり、区分には、「法令等に基づく補助」、「予算措置に基づく補助」などがあります。

事業の実施主体は補助先のNPOであり、事業の成果はNPOに帰属します。

補助を行う県は、補助金の財源が税金等であることに特に留意し、公正かつ効率的に使用されるように努めなければなりません。

補助金を受けるNPOは、法令、条例、規則等及び補助金の交付目的に従って、誠実に補助事業を行うようにしなければなりません。

なぜ補助制度があるのか

NPOに対する補助制度を運用するにあたり、補助金を出す目的を整理しておく必要があります。例えば次のようなことを意図した場合があります。

NPO活動を支援するという行政の姿勢を明確にし、NPO活動を始めたいという人達を後押しするとともに、団体の自立とその活動の促進を図ることができる。

特定の分野あるいはテーマで取り組む活動を促進できる。

社会的課題の多様化・複雑化に対応したサービスの提供、取組を支援できる。

現代社会の新たな課題に対して、先駆的に取り組んでいるNPOを支援することにより、取組から見えてくる現行制度の問題点や今後対応すべき課題を明らかにできる。

従来県が担っていた「公共」を、「県民みんなのもの」と捉え直し、「新しい公共」という考え方のもと、県を含めた地域の多様な主体が、その役割分担とともに、「税金」を使う主体についても見直しを進めることができる。

補助制度にはどのようなものがあるか

NPOの組織状況に合わせた支援

- ・ NPOの立ち上げ期に必要とされる経費
 - * 設備投資（事務所備品・消耗品費、広報費、家賃）
 - * 管理費（人件費のほか光熱費、電話代等恒常的な経費）
 - * 事業を開始するための経費（設立記念講演、設立イベント開催費）
- ・ NPOの事業展開期に必要とされる経費
 - * 事業にかかる経費全般（会議費、通信運搬費、旅費交通費、機材レンタル料、備品購入費、印刷製本費、謝金、人件費等）
- ・ NPOの運営上必要とされる恒常的な経費（家賃、光熱費、電話代等の管理費、事務局人件費）

社会的課題解決のための支援

- ・ 県とNPOとが対等の立場で、協働のプロセスを重視する手法。共通の目的を持って、企画立案から事業実施まで、ひとつの事業を協力して実施することにより相乗効果をあげることが期待される事業
- ・ 特定の分野で長年活動しており、多くのノウハウを持つNPOに、新たな社会的課題解決のために、社会的な実験として実施してもらう事業

期待できる成果

NPOへの補助制度により県民サービスに対する成果が、次のように期待されます。

新たな課題に対して創造的で先駆的な取組ができます。

個別的で多様なサービスが提供できます。

専門的な知識や技術が活用できます。

県民のニーズに合った事業が効果的に実施できます。

県のメリット

NPOに助成することにより、NPO活動の拠点づくりを支援し、NPO活動の掘り起こしにつながります。

地域において必要なサービスを、県民がNPOという道具を使って、自ら担うことにより、地域のネットワークの構築が促進されます。

社会的課題とされているテーマに対して、先駆的に取り組むNPOを支援することにより、NPOが現場において把握しているニーズ・課題をもとに、課題解決の足がかりとすることができます。

NPOのメリット

NPOの自己資金だけでは実施が難しい事業を実施できることにより、今後の活動の展開に弾みをつけることができます。

県から補助金を交付されたことが実績となり、一定の信用力が得られます。(マスコミの取材の機会や、メディアの露出度が増え、活動に対する理解が広がります。)

事業を実施することにより、事業に関する積極的な情報公開、適正な資金管理等、外部資金を獲得していく際に必要とされる事務処理能力や事業マネジメント力の向上につながります。

資金の受け手（NPO）に出し手（県）側のねらいを分かりやすく伝えるよう工夫することが必要です。

補助金という「税金」を使って、社会のためにどのように役に立てるかということを受け手に意識してもらう必要があります。

NPOへの補助制度は、NPOの活動を後押しする一方、自助努力による自立の機会を奪い、行政に対する資金依存度を高めることになる場合があります。
補助率のほか、補助事業の成果を今後につなげるために、事業の継続性にも考慮した制度のしくみが必要です。

募集方法

- ・ 専門技術的な資格を有するなどの特別な条件が必要なければ、公募方式（応募資格を満たす団体に対して、広く門戸を開いて募集する方法）が一般的です。
- ・ 広報誌・ホームページの掲載のほか、対象が特定していれば、ダイレクトメールによる方法もあります。
- ・ 募集説明会の開催のほか、ホームページから募集要項をダウンロード可能にするなど、NPOが応募しやすい配慮も必要です。

募集要項

- ・ 補助金を出すにあたり、対象事業、応募資格、補助率・助成限度額、事業期間、対象経費等、補助制度の主なルールについて募集要項の中で説明する必要があります。
- ・ 申請書については、書類作成がしやすいように、様式の各項目について記入してもらいたい内容の説明を入れた方が分かりやすいものとなります。記入例を作成する方法もあります。

審査基準の公表

- ・ 審査基準を募集要項により、事前に公表することは、公平な選考を担保することとなります。
- ・ 申請者にとって、どのような視点から自分たちをPRすれば、高い評価につながるかを見極めるヒントとなります。

審査方法

・プレゼンテーション実施の検討

書類審査のほか、必要に応じてプレゼンテーションの実施も検討します。

NPOの事業に対する熱意のほか、計画性、実現性等の考え方についても、発表及び質疑により直接確認できます。

・審査委員会の構成の検討

審査の公平性を保つために、審査委員会の委員の構成にも配慮します。県の職員に加えて、学識経験者やNPO関係者、企業関係者、県民の枠を設けることにより、多角的な視点から審査を行うことができます。

・公募制の検討

NPO関係者や県民の枠を設けた場合、審査委員の選定にあたっては、公募する方法もあります。作文や面接によって、その人物のバランス感覚、得意な分野を把握することができます。

選考結果の公開

審査委員による評価結果を順位、点数、講評という方法で公開します。

・公開の方法

閲覧による場合

担当課の執務室等、役所の所定の場所で選考結果の情報提供を受ける方法です。情報公開の手続きによるのではなく、任意で提供する情報です。

選考結果通知による場合

あらかじめ（申請時）に結果通知で順位や点数等の公表を希望するか確認をとっておくことで、順位や点数については知りたくないという場合にも対応することができます。

・公開のメリット

NPOが、活動の支援者になりうる第三者（審査委員）に対して、自分たちの活動をどのようにPRしていけば共感が得られやすく（評価が高く）なるのかを冷静に分析する材料となります。

また、今後ほかの補助金を申請する際の参考となるほか、書類作成能力の向上につながることもなります。

・公開にあたっての留意点

選考結果は、同じ条件で作成された書類を一定の審査基準で評価した結果であり、NPO自体に対する評価ではないということを、補助事業の担当者が必要に応じて説明した方がよいでしょう。

事業成果の検証

NPOの事業実施後に、事業の成果を検証することも事業のプロセスとして重要です。事業報告会において活動成果を発表するプレゼンテーションを実施し、事業実施団体による自己評価、審査会の委員による第三者評価の実施により、活動を振り返ることが今後の活動につながります。さらに、事業実施前にマニフェスト（事業宣言書）を提出してもらい、事後評価と比較することにより、より効果的な事業の振り返りが可能となります。

補助金の支出の際の留意点

補助金の原資は「税金」です。

支出には一定のルールに基づいた手続きが必要であること

公金の使途が明瞭である必要があること

成果を県民に還元することが求められていること

をあらかじめよく説明することが必要です。

補助金の支払い

- ・補助金の支払いについては、補助事業の履行確認後の支払いが原則となります。但し、NPOの資金的な側面を配慮し、事業の円滑な実施を確保する必要がある場合は、概算払いを選択できるようにします。

事業計画

- ・交付決定した補助金に係る事業計画の内容は、原則として変更できません。
- ・内容により変更できる場合もありますが、その場合は事前に承認が必要であることをあらかじめ説明することが必要です。

事業完了後

- ・補助事業の完了時には、実績報告書の提出が必要になります。その際、領収書等により支出の確認を行い、残余额が発生した場合は、返金してもらうことになります。
- ・当初の事業収支予算書には記載されていない支出や事業期間外の支出の場合、助成対象経費から外されてしまうことについての説明が必要です。
- ・補助事業により取得した財産や、効用の増加した財産（改修等によって効用の増加した不動産等）については、それらの処分に制限が生じます。

県民に対する説明責任

- ・補助事業は、事業の進め方から評価まで、一定のプロセスを経て最終的に補助金という税金を使ってどのように社会に還元したのか、効果を納税者である県民に説明する責任があります。
- ・事業実施後の報告会や事業評価などで、NPOに活動成果を公表する機会を確保することも重要です。

特定の団体への資金の集中

- ・公募方式による選考を行っても、特定の実績のある団体にのみ資金が集中してしまうこともあります。
- ・実力のある団体が選考されることは問題があるわけではありませんが、継続すると馴れ合いの関係になってしまう危険性もあります。
- ・補助事業の応募資格について、条件制限（他の補助金を受けていないこと）や助成回数制限を導入することもできます。

今後の課題

補助金が当該事業を効果的に実施するためだけにとどまらず、今後の継続的安定的な活動につなげるために、事業をモニタリングしていく必要があります。

資金を提供する県側も「出し手責任」を負っていると考え、以下の項目についてNPOと一緒に考えていかなければなりません。

- ・事業のマネジメントについて
事業のスケジュールの設定、予算の見積もり、経費の使い方
- ・事業の広報について
事業を実施するだけでなく、事業の実施によりどのようなメッセージを伝えたいのか等効果的に広報するための手法
- ・事業の継続性について
補助金による事業実施後、事業を継続していくための工夫や今後事業を展開するための計画
- ・団体の追跡調査について
補助事業実施後の団体の事業展開、追跡調査の実施
- ・補助事業制度の検証について
補助事業の検証と定期的な補助事業の見直し

(参考) 委託費について

本来、県が行わなければならないもの以外の事務事業については、他の機関や特定の者(受託者)に委託して行ってもらうことができます。その種類としては以下の2つに分類されます。

法令の根拠に基づいてなされる公法上の委託

公の施設の管理委託など(地方自治法244条の2)がここに分類され、公権力の行使の権限までも委託の対象となり得ます。

私法上の委託

対象は、高度な専門的な知識を必要とする事務事業、調査、研究など、県が直接実施するよりも、他の者に委託して実施したほうが効果的なものです。

一般的に委託契約と呼ばれるものはここに分類されています。一種の請負です。

委託費(委託料)とは、県が県から事務事業の委託を受けた受託者に対し、対価として支払う経費のことです。

(参考) 補助金について

補助金とは、一般的に特定の事業、研究等を育成、助長するために、県が公益上必要があると認めた場合には対価なくして支出するものです。

県の歳出科目は「補助金、負担金及び交付金」ですが、その制度の目的や性質によって、補助金を支出するに当たっては、助成金、奨励金など、様々な名称が付けられています。

[五訂] 地方公共団体 歳入歳出科目解説(月刊「地方財政」編集局編/ぎょうせい)を参考にしました。

(参考) 委託と補助の比較について

	県の責任	NPOの責任
委託	<p>事業の実施主体は県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施責任は県にある。 ・事業の結果責任は県にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約に基づいた債務履行の義務を有する。 ・契約に違反した場合は、県に対して損害賠償の責任を有する。
補助	<ul style="list-style-type: none"> ・財源が税金であることに留意する義務を有する。 ・補助金が公正かつ効率的な使用がなされているかどうかをチェックする義務を有する。 	<p>事業の実施主体はNPO</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施責任はNPOにある。 ・事業の結果責任はNPOにある。 ・財源が税金であることに留意する義務を有する。 ・事業の誠実な履行義務を有する。

(参考) NPOと県の対等性について

策定の趣旨でも示したとおり、NPOと県の対等を前提とする協働のやり方はまだまだ不十分です。例えば、本県で多用されている委託では、発注者であり資金の出し手である県がNPOより優位に立っているケースもみられます。このため、「契約書」上の別途協議事項を「協定書」として定めることも考えます。(NPO協働提案推進事業における「協定書」(想定版)はP179を参照。)

かながわボランティア活動推進基金21では、そのような問題点を少しでも緩和するため、「NPOと県の対等な関係を築くために事前の協議と協議結果の明文化(「協定書」の締結)を義務づけている。」「資金は県の所属を経由することなく事務局であるサポートセンターから交付している。」などの工夫を盛り込み、解決策の1つを提示しています。

NPO解体新書(上篠茉莉子/椎野修平著、平成15年6月発行)を参考にしました。